

平成 29 年 2 月 16 日

フジクラ健康保険組合
事業主・組合員 各位

フジクラ健康保険組合
理事長 中山 幸洋

平成 29 年度 介護保険料率を改定いたします

春の陽気が待ち遠しい今日この頃、皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃、フジクラ健康保険組合の活動に対し、ご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

当健康保険組合では、平成 29 年 2 月 3 日(金)に、第 255 回組合会を行い、平成 29 年度介護保険料率の改定が承認されたことを、お知らせいたします。

○介護保険料とは

介護を社会的に支える仕組みとして、平成 12 年 4 月に「介護保険制度」が創設されました。これは 40 歳以上の方々より納入いただく介護保険料より、市町村が保険者となって事業運営を行う制度です。40 歳～64 歳の方は当健保が介護保険料を徴収し、支払基金に納付します。

○保険料決定のしくみ

当健保はあらかじめ法令等で見積もられた「介護納付金」を賄えるように、保険料率を設定し、一般保険料に上乗せして、健康保険の保険料として徴収させていただいています。

(当健保組合員の 40 歳～64 歳の方及び、40 歳～64 歳の被扶養者をもつ 40 歳未満・65 歳以上の方より保険料をいただいております。)

○平成 29 年度の介護保険料

介護保険料と介護納付金のバランスがとれるよう、毎年保険料率を見直してきましたが、平成 29 年度は介護納付金 361 百万円に対し、収入は、介護保険収入と準備金約 100 百万円も加えることで、予算を作成しました。その結果、介護保険料率を 14/1000 から 10/1000 に改定いたします。

(なお、一般保険料の料率は、平成 28 年度と同率です。)

○新しい保険料率

	介護保険料率		
	被保険者	事業主	合計
平成 28 年度	7.0/1,000	7.0/1,000	14.0/1,000
平成 29 年度	5.0/1,000	5.0/1,000	10.0/1,000

○改定の時期

4 月分保険料(5 月給与控除分)より改定されます。

問い合わせ先 フジクラ健保 花摘 (電話 03-5606-1031)